

+

令和5年 第1回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和5年 第1回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和5年1月20日(金)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和5年1月20日 午前9時24分				
	閉会	令和5年1月20日 午前10時06分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番6番	立山 富士雄	席番7番	柳井 義郎		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	鈴木	主幹兼農地係長	竹之内		
	農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	○	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	○
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  議案第2号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について  議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  議案第5号 非農地証明願の承認について  議案第6号 農用地利用集積計画決定について  議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に  ついて</p>
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和5年第1回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番6番立山委員と席番7番柳井委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、上野委員の報告を2件一緒をお願いします。</p>
委員	上野	<p>〇〇さん申出のあっせんにつきましては、話がまとまりそうですので、来月報告できるかと思えます。もう1件の〇〇さん申出のあっせんにつきましては、金銭的な折り合いがつかないため、継続でお願いいたします。</p>
議長 委員	萩迫 宮脇 勇	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、宮脇勇委員の報告をお願いします。</p> <p>10月に依頼のありました〇〇さん申出のあっせんにつきましては、なかなか金額の折り合いがつかせません。何人か当たっていますが、良い返事がありませんので、引き続き、活動したいと思えます。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。1月4日、農業委員会事務局の仕事始め式に出席しました。併せて、下平市長との賀詞交換を行いました。1月7日、鹿児島市の県民交流センターで開催されました令和4年度かごしま就農・就業相談会に参加しました。</p> <p>次に、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、3件の申請でございます。まずは、5ページ、番号1番を審議いたします。</p> <p>番号1番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
会場 議長 委員	(〇〇委員 退席) 萩迫 福岡 剛	<p>それでは、福岡剛委員の報告をお願いします。</p> <p>会長より依頼のありました番号1を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん44歳で、譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん71歳です。申請地は、議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、グリーンロードを鹿屋方面へ向かい、安楽郵便局近くの信号交差点を直進し、600m行ったグリーンロード沿いの右側に位置します。譲受人宅から5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であり、奥さんと2人でお茶、早期水稲を栽培しており、申請地には早期水稲を作付けする予定とのことです。また、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、トラック等を保有されています。取得する田の周囲は水稲地帯であり、取得後も水稲を栽培し、農薬の使用法等につ</p>

		<p>いては、地域の防除基準に従いますとのことです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号2番を審議いたします。同じく、福岡剛委員の説明をお願ひいたします。
委員	福岡 剛	<p>会長より依頼のありました番号2を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん73歳で、譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん78歳です。申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、国道220号線を志布志より鹿屋方面へ向かい、旧有明病院前信号交差点を右折し、400m進んだ交差点を左折し、100m進んだ交差点を右折、50m進んだ左側に位置します。譲受人宅から徒歩で1分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは奥様と2人で、早期水稻とソバを栽培しており、申請地にはソバを作付けする予定とのことです。トラクター、耕運機、バインダー、トラック等を保有されています。取得する畑の周囲は畑作地帯であり、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用法等については、地域の防除基準に従いますとのことです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号3番を審議いたします。番号3番については、〇〇委員に関係がございませぬので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願ひいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、脇田廣昭委員の報告をお願ひいたします。
委員	脇田廣昭	<p>会長より依頼ありました番号3を報告いたします。譲渡人は、霧島市隼人町住吉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所</p>



会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号2番を審議いたします。現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。
委員	坂中	議案第2号、番号2について報告いたします。調査日は1月6日、調査委員は宮脇勇委員、原田委員と私、坂中です。譲渡人は、志布志市有明町野神にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の9ページから10ページのとおりです。申請地の場所は、野神小学校から県道志布志・有明線を北へ140m進み左折、市道岩屋・立本1号線を1.8km進み右折し、市道針山・篠原線を500m進み右折、農道を30m進んだ右側に位置します。除外の目的は一般住宅です。排水対策は、西側の側溝を利用するとのことでした。 申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないのかとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願います。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
委員	宮脇 勇	9ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いいたします。 議案第3号、番号1について報告いたします。調査日は1月6日、調査委員は坂中委員、原田委員と私、宮脇です。申請人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料12ページから15ページのとおりです。申請地の場所は、蓬原小学校から県道宮ヶ原・大崎線を東へ450m進み、交差点を左折し、市道大久保・西大久保線を80m進み左折し、農道を70m進んだ右側に位置します。転用目的は倉庫、堆肥舎、運動場です。申請地の隣接地で、畜産業を営んでおり、すでに使用しているため、今回始末書を付しての申請となっています。



		<p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供するため、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号2番を審議いたします。番号2番は、先ほどの議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号1番で審議されましたところの4条申請でございます。
		これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
		11ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された工藤委員の報告をお願いいたします。
委員	工藤	<p>議案第4号、番号1について報告いたします。調査日は1月6日、調査委員は吉野委員、宮脇勇委員と私、工藤です。貸付人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。借受人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料16ページから18ページのとおりです。申請地の場所は、曾於地域公設卸売市場から市道昭和・弓場ヶ尾線を南へ30m進み、坂上種苗前を右折し、市道宗妻2号線を西方向へ約210m進み右折し、60m進んだ右側に位置します。転用目的は一般住宅です。排水は、周囲に土坡を設置し、雨水は自然流下、汚水や生活雑排水は合併浄化槽で処理することです。</p> <p>申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が63%と、40%を超えている区域内にあるため、第3種農地の街区4割超宅地化農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次の番号2番については、申請人より取下げの申出がございましたので、番号3番を審議いたします。現地を調査された原田委員の報告をお願いいたします。
委員	原田	議案第4号、番号3について報告いたします。調査日は1月6日、調査委員は宮脇勇委員、坂中委員と私、原田でした。譲渡人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、取締役の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、うなぎの駅から市道町原・弓場ヶ尾線を北に250m進み右折し、市道宮之上1号線を80m進んだ左側に位置します。転用目的は、建売住宅及び通路です。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は合併処理槽で南側の側溝へ流すとのことでした。 申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が47.39%と、40%を超えている区域内にあるため、第3種農地の街区内4割超宅地化農地に該当します。 以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくをお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、12ページ、番号4番を審議いたします。現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	議案第4号、番号4について報告いたします。調査日は1月6日、調査委員は吉野委員、工藤委員と私、宮脇で、事務局より2人の同行がありました。譲渡人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、東京都新宿区信濃町の〇〇代表役員〇〇さんです。立会人は、〇〇事務局長の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料25ページから27ページのとおりです。申請地の場所は、ファミリーマート志布志見帰店から市道町原・弓場ヶ尾線を北大原方向に約800m進んだ〇〇の北側に位置します。転用目的は駐車場です。排水は、盛土と切土の造成により、西側と東側の市道の水路へ流末処理し、放流するとのこと。また、周辺の農地へは、基礎ブロックで囲い土砂流出を防止するとのこと。申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見

		<p>の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号5番を審議いたします。同じく、現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	<p>議案第4号、番号5について報告いたします。調査日は1月6日、調査委員は吉野委員、工藤委員と私、宮脇です。事務局より2人の同行がありました。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん、〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料28ページから30ページのとおりです。申請地の場所は、JAそお鹿児島志布志支店から市道昭和・弓場ヶ尾線を北方向へ進み、手塚クリニック前、九州電力志布志営業所前を進み、西日本新聞販売店の先を右折し、市道大原・西谷原線を40m進んだ左側に位置します。転用目的は一般住宅です。排水について、雨水は市道沿いの側溝へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置し、処理するとのことです。その他、周囲にブロックを積み土砂の流出を防止するとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は、都市計画区域の用途地域が定められた区域内にあるため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次の番号6番については、申請人より取下げの申出がございましたので、13ページ、番号7番を審議いたします。現地を調査された吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	<p>議案第4号、番号7について報告いたします。調査日は1月6日、調査委員は宮脇茂樹委員、工藤委員と私、吉野です。譲渡人は、宮崎県都城市高城町大井手にお住まいの〇〇さんほか6名です。譲受人は、肝属郡錦江町神川の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんほか2人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料34ページから37ページのとおりです。申請地の場所は、志布志庁舎から県道南之郷・志布志線を田之浦方面へ進み、田吹野自治会入口看板を</p>

		<p>右折し500m進み、黒葛橋を渡って右折、道なりに500m進んだ左側に位置します。転用目的は畜舎、養豚場です。事業計画としては、畑10筆 2万2,109㎡を含む7万9,451.28㎡に畜舎8棟、管理棟1棟のほか、浄化槽、調整池等を整備する予定です。排水については県河川課と協議済みで、地元の安楽川漁業協同組合とも協議済みです。環境意見書については、現地調査を終え、回答をいただいています。林地開発については、現在申請中とのこと。地元自治会へは説明会を開催しております。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当いたします。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号8番を審議いたします。現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。
委員	坂中	議案第4号、番号8について報告いたします。調査日は1月6日、調査委員は、宮脇勇委員、原田委員と私、坂中です。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は駐車場として利用されており、始末書添付での申請であります。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料38ページから41ページのとおりです。申請地の場所は、志布志市有明町野井倉の西吉村集落にある東村石油店から県道志布志・有明線を西に40m進み右折し、10m進んだ左側にあります。転用の目的は駐車場です。雨水などの排水対策は、用水路側溝へ自然放流することにしてあります。
		申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、15ページ、番号9番を審議いたします。番号9番は、令和4年7月総会の議案第40号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号10番で審議されましたところの5条申請でございます。
		これにつきまして、何か御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第4号、農地法第5条の規 定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決 定いたしました。 次に、日程第8、議案第5号、非農地証明願の承認についてを議題としま す。 17ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された工藤委員の報告 をお願いいたします。
委員	工藤	議案第5号、番号1について報告いたします。調査日は1月6日、調査委 員は吉野委員、宮脇茂樹委員と私、工藤で、事務局から2人の同行がありま した。申請人は、鹿児島市西陵にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理 人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料42ページから44ページのとおりです。申請地の場所は、中央クリ ニックがある市道町原線から市道牧・町原線を600mほど道なりに進んだ三 叉路を左折し、60m進んだ先を右折、下り坂を60m進んだ右側にある住宅の 西隣に位置します。申請地は住宅建設を予定していたため、昭和51年に転用 許可を得ていますが、住宅を建てる見込みがなくなり、その後約46年間放置 され、木や竹が生い茂り原野化している状況であります。長年放置されてお り、復元の可能性もなく、周囲も宅地化が進んでいるため、農地性もない状 況と思われます。 以上のことにより調査委員協議の結果、志布志非農地認定基準に照らし て、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審 議方、よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認す ることに御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第5号、非農地証明願の承 認については、非農地と承認することに決定いたしました。 次に、日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画決定についてを議題と します。はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務 局の説明を求めます。
事務局	宮田	議案第6号、農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法 に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いた します。議案書19ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。 公告日は、令和5年1月31日で、面積は田が4,865㎡となっております。

		<p>所有権を移転する者は3人、所有権の移転を受ける者は、2人で売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書20ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。まずは、20ページ、番号1番から番号3番までと、19ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	桑水	<p>議案第6号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について、御説明申し上げます。議案書は、21ページから43ページとなっております。まずは、議案書21ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は令和5年1月31日で、始期は令和5年2月1日となります。設定期間が、11か月から30年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が1万3,149㎡、畑が14万6,027㎡、樹園地が6万8,200.04㎡で、合計しますと22万7,376.04㎡となり、うち更新分は6万6,831㎡となっております。利用権の設定をする者の数が52名で、利用権の設定を受けようとする者の数が35名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より17名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、22ページから41ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書42ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は令和5年1月31日で、始期は令和5年2月1日となります。設定期間は、5年と10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が4,036㎡、畑が7,263㎡で、合計しますと1万1,299㎡となります。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は3名であります。詳細につきましては、43ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第6号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。</p> <p>22ページ、番号1番から、23ページ、番号4番については、〇〇に関係が</p>

会場 議長	職務代理者	<p>ございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席いたしますので、議事の進行を職務代理者をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員 退席、職務代理者 議長席へ)</p> <p>それでは、職務代理者の方で議長を務めさせていただきます。はじめに、22ページ、番号1番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 職務代理者	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 職務代理者	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号2番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 職務代理者	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 職務代理者	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号3番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 職務代理者	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 職務代理者	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、23ページ、番号4番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 職務代理者	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 職務代理者	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可し、議長を交替いたします。</p>
会場 会場 議長	萩迫	<p>(〇〇委員 入室、議長席へ)</p> <p>(職務代理者 自席へ)</p> <p>次に、番号5番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
会場 議長	萩迫	<p>(〇〇委員 退席)</p> <p>それでは、番号5番について、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。</p>

会場 議長	萩迫	(〇〇委員 入室) 次に、番号6番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
委員 議長	萩迫	(〇〇委員 退席) それでは、番号6番について、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場 議長	委員 萩迫	(〇〇委員 入室) 次に、24ページ番号7番から、41ページ番号56番までと、21ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、転貸について審議いたします。43ページ番号1番から番号3番までと、42ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。 次に、日程第10、議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について説明します。議案書45ページをお開きください。番号1の申出者は、大阪市東淀川区にお住まいの〇〇さんで、志布志町帖にお住まいの〇〇さんを代理人とした売買の申出となっております。 あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、上野委員、立根委員の指名をご提案いたします。以上で、説明を終わります。御審議方、よろしく申し上げます。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)



議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。
		以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員